

厚生労働省と警察庁による児童虐待の数に関する比較研究

圓入 智仁

A Comparative Study of the Statistics of Child Abuse Cases Released by the Ministry of Health, Labour and Welfare, and the National Police Agency

Tomohito Ennyu

1. はじめに

日本国内で1年間に発生している児童虐待の件数は、何件なのだろうか。この問い合わせに対し、いくつかの調査が実施され、推計が提示されてきた。最も有名なのは、厚生労働省(以下、「厚労省」)が発表する「児童虐待相談対応件数」(2004年度までは「児童虐待相談処理件数」)である。これは、毎年度1年間に全国の児童相談所が児童虐待相談に対応した件数である¹⁾。直近の2012(平成24)年度は66,701件であった。1年間に66,701件とは、1日に約183件、1時間に約7.6件である。その一方で、新聞やテレビ等における児童虐待の報道が1日に0~数件程度である。

本稿は、この数字の差に対する疑問に端を発し、児童虐待に関する数字に着目して、虐待者の人数、虐待の種類別発生数、被害児童の人数を検討する。このような児童虐待の数字に関しては、社会学を中心に多くの研究蓄積がある²⁾。これら先行研究において、厚労省による児童虐待相談対応件数に対する疑問が呈されている。この数字には実際に虐待が発生していない場合が含まれるため、そのまま児童虐待の実数として理解することはできないという指摘等である³⁾。

ところが現在でも、全国で1年間に発生している児童虐待が何件であるのかを表す指標として、厚労省発表の数字は様々な場面で引用される。保育士養成校における講義において、あるいは子育て支援の講演の場において、そして児童の現状を指摘する場面において、枕詞のように「昨年度1年間に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は○万件であり、この数字

は毎年増加している」という発言がある。虐待者の人数、虐待の種類別発生数、被害児童の人数についても、厚労省の統計に基づく議論が各所で展開されている。その例として、保育士養成校等における「児童家庭福祉」の授業において使用することが想定されているテキスト『よく分かる子ども家庭福祉 第8版』(山縣文治編、ミネルヴァ書房、2012年)における、児童虐待の現状に関する部分を引用する⁴⁾。

2010年度における虐待件数のうち、虐待の種類別では身体的虐待が38.3%と一番多く、次がネグレクトで32.7%になっています。身体的虐待のみというのは少なく、ネグレクトや心理的虐待が付随しているものが多く見られます。

虐待を受けた児童の年齢では、乳幼児が43.8%と一番多く、次いで小学生が36.4%、中学生が13.2%とここ数年年齢別ではほぼ同じ傾向にあります。主な虐待者別にみると実母が60.6%とおよそ6割を占めていますが、最近では実父による虐待が増えています。母子関係の歪みや育児困難感を抱える母親とそうした母親を支えることができない夫婦関係の課題を抱えた家族が増えています。

引用の1段落目で、2010(平成22)年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数について、虐待の種類別に述べている。特に2文目の指摘はもっともで、児童に黙って暴力をふるう保護者はほとんどおらず、心理的虐待やネグレクト等が付隨している場合が多いと考えられる。児童相談所は児童が受けている虐待のうち、どれか1つを選択しているに過ぎない。

2段落目では、被虐待者と虐待者について述べている。虐待を受けた児童については、年齢が上がるに従って割合が下がる印象を与えていた、「乳幼児」と「小学生」は概ね6年間であるのに対し、中学生は3年間であることに注意しなければならない⁵⁾。中学生に高校生、中卒生、高校中退生等を含めると、単純に計算して20%弱となる。

虐待者について、ここでは「主な虐待者」と記し、実母だけが虐待に関与しているわけではないことを示唆している。ただ、別のテキストでは、「虐待者には実母が多い」や、「虐待者の6割以上が実母」と断言しているが⁶⁾、これらの表現は事実誤認である。先ほどの虐待の種別と同様で、児童相談所が主な虐待者、おそらくは児童と接する時間が長い虐待者として、母親等を選択しているに過ぎない。

児童虐待の件数を示す全国的な統計は、もう1つ存在する。警察庁が発表するものである。その統計は、警察庁生活安全局少年課『児童虐待及び福祉犯の検挙状況等（平成24年1～12月）』（2013年3月）等、警察庁が公表する資料に掲載されている⁷⁾。本稿で使用するこの資料は、2012（平成24）年1月から12月までの1年間に、全国の警察が検挙した児童虐待事件等に関する統計等を示している。これによると、2012（平成24）年中に全国の警察が検挙した児童虐待は、472件であった。厚労省の統計とは、実に2桁の違いがある。なお、ここには無理心中（36件）と、出産直後の殺人（未遂を含む）及び遺棄の場合（13件）は含めていない。

警察庁の統計では、加害者について、実際に児童に被害を及ぼした保護者を検挙しているため、1つの事件で父親等と母親等の2人が検挙されることもある。同様に、被害児童もきょうだいの場合等、複数になることもある。この点も、厚生労働省の統計との違いである。

もちろん、心理的虐待等、証拠に乏しく警察が検挙しない児童虐待は数多く存在する。あるいは、繰り返し虐待を受けている場合等では、

日時の特定が困難である⁸⁾。親告罪である性的虐待では、被害児童が警察に訴えないこともある。これらの虐待は新聞やテレビ等で報道されない。そうであるならば、一般に知られている児童虐待とは、報道されている事件、即ち、身体的虐待もしくはネグレクトであり、その中でもニュースバリューのあるような、被害児童が重傷を負ったか、死亡したという事件である。

本稿では、この警察庁の統計と、従前から引用されることの多い厚労省による「福祉行政報告例」における児童虐待に関する数字を引用し⁹⁾、相互に比較しつつ、児童虐待、虐待者と被虐待者の「数字」を検討する。この検討を通して、厚労省の統計に依拠しがちな児童虐待の理解に対し、警察庁の統計を比較対象とすることで、複眼的な児童虐待の実態を理解を目指したい。

それぞれの引用に当たっては、煩雑さを避けるため、個別に引用元を表示しないが、いずれも、上記2つからの引用である。また、本文で引用する「虐待者」と「加害者」、また「被虐待者」と「被害児童」という表現は、それぞれ前者が厚労省、後者が警察庁が使用している言葉である。正確さを期すため、本稿では引用の際、それらのとおりに使用する。また、警察庁の統計には未遂も含まれている。そのため、例えば「殺人」の被害児童が全員、死亡しているわけではない。

2. 児童虐待の件数

最初に、児童虐待の件数について、厚労省の統計と、警察庁の統計を比較する（図1、図2）。

厚労省の統計における4つの虐待の割合と、警察庁のそれとの大きな違いは、警察庁の統計における身体的虐待の圧倒的な割合の多さである。過去5年間、およそ7割の児童虐待事件が身体的虐待によるものである。何らかの証拠が残る、あるいは何らかの因果関係を説明できるかどうかが、検挙できるかどうかの判断に大きく影響するためであろう。

厚生労働省と警察庁による児童虐待の数に関する比較研究

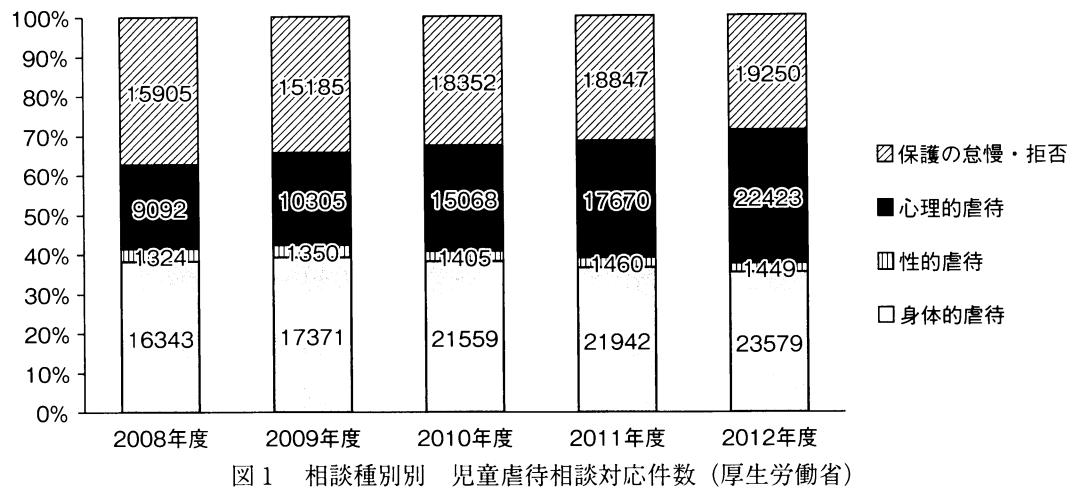


図1 相談種別別児童虐待相談対応件数(厚生労働省)

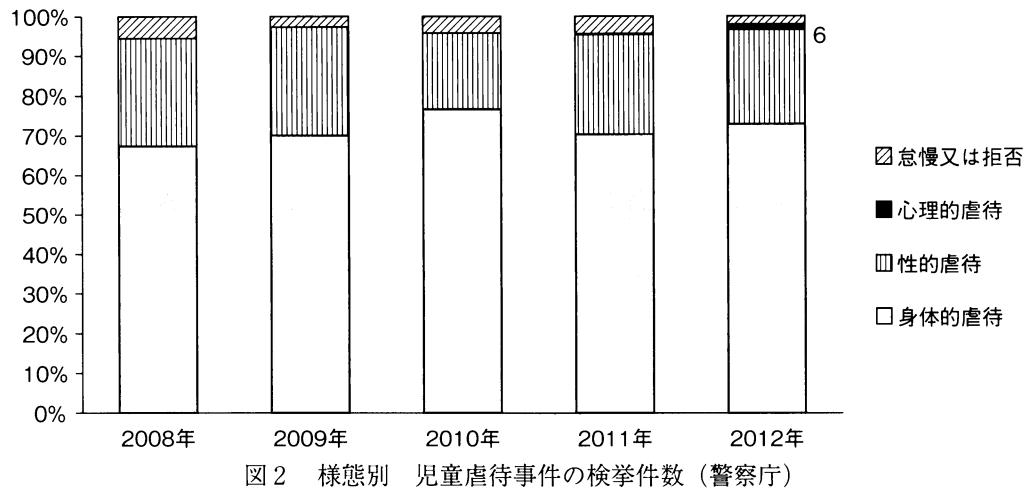


図2 様態別児童虐待事件の検挙件数(警察庁)

児童に暴言を浴びせたり、無視したりする等の心理的虐待について、その証拠を何らかの形で残せる児童等ほとんどいないと思われる。また、その暴言によって児童がどのような被害に遭ったのか、因果関係を説明することも困難であろう。警察が2012(平成24)年に心理的虐待で検挙したのは、「いざれも暴力行為等処罰法違反。携帯電話の使い過ぎや、カラオケへの行き過ぎをしかる際に、包丁を持ち出す例があった」という¹⁰⁾。「包丁などを突きつけ脅したケース」である¹¹⁾。

保護の怠慢・拒否(いわゆるネグレクト、警察庁で言う「怠慢又は拒否」)についても、そのことで警察が保護者を検挙することは、何ら

かの因果関係を証明できなければ、困難である。保護者が必要な栄養を与えないことで児童が栄養失調になった(保護責任者遺棄あるいは傷害)、小中学校への登校を許さなかった(学校教育法違反)という事件であれば、警察は児童虐待事件として扱うことができる。

厚労省と警察庁が発表する種類別の児童虐待件数を比べた時、もう1つ注意しなければならないのが、性的虐待を他の虐待と比べて高い割合で警察が検挙していることである。例えば、警察庁が発表する2012(平成24)年の児童虐待の様態別件数を1として、厚労省の同年度の相談種別別件数を比較すると、身体的虐待が1:68.5、性的虐待が1:12.9、心理的虐待が1:

表1 罪種別 児童虐待事件の検挙件数（警察庁）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
殺人	45	23	27	31	31
傷害(致死を除く)	116	171	187	173	218
傷害致死	19	12	14	18	9
暴力行為		1	3	3	8
暴行	19	22	35	41	76
逮捕監禁	5	4	4	5	3
強要					2
強姦	16	26	16	22	33
強制わいせつ	18	18	10	15	33
児童福祉法違反	44	30	31	44	29
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	2	15	7	11	14
青少年保護育成条例違反	2	2	3	4	4
保護責任者遺棄	15	6	14	14	9
重過失致死傷	2	4	1	1	1
学校教育法違反					1
現住建造物等放火	1			1	
未成年者略取				1	1

3737.2、保護の怠慢や拒否(ネグレクト)が1：1925.0となる。

このことを意識して、次に、警察庁の統計に基づいて、罪種別の検挙件数を概観する（表1）。

性的虐待については、2012（平成24）年中、強姦33件、強制わいせつ33件、児童福祉法違反29件、児童買春・児童ポルノ禁止法違反14件、青少年保護育成条例違反4件として検挙してい

ると考えられる。以上を合計すると113件となり、概ね、警察が検挙した112件に相当する。

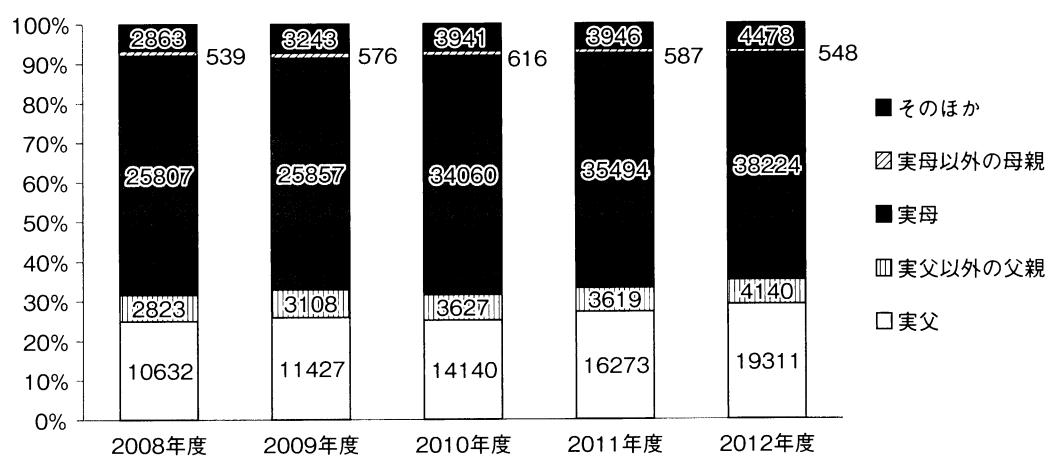
同年のネグレクト10件についても、保護責任者遺棄9件がその大半を占めていると考えられる。心理的虐待6件は上述の通り暴力行為8件の中に含まれる。その他の、殺人、傷害(致死)、暴力行為、暴行、重過失致死傷等は身体的虐待における罪種であろう。

3. 虐待者（加害者）の数

(1) 厚労省の統計（図3）

厚労省の統計によると、2012（平成24）年度中の児童虐待相談対応件数における、「主な虐待者別」の件数は以下の通りである。総数66,701件中、実父19,311件（29.0%）、実父以外の父親4,140件（6.2%）、実母38,224件（57.3%）、実母以外の母親548件（0.8%）、その他4,478件（6.7%）である。

この数字は、「主な虐待者」を表しているのであり、例えば母親だけが虐待をして、父親は虐待をしていないことを意味するのではない。実母だけが虐待しており、父親等が全く気付いていないこともあるかもしれないが、多くの場合、実母だけでなく父親等も虐待に荷担していると考えるのが妥当である。この場合、児童と接する時間が長い加害者が「主な虐待者」になり、それは往々にして実母となる。実母が虐待



をしており、父親等がそれに気付いていても止めない場合であっても、それは児童にとっては「お父さんが助けてくれない」という心理的虐待あるいはネグレクト（保護の怠慢・拒否）を意味する。

(2) 警察庁の統計（図4）

警察庁の統計によると、2012（平成24）年中に発生した児童虐待件数472件（無理心中や出産直後の殺人及び遺棄を除く）について、検挙されたのは486人であった。実際に児童に何らかの危害を与え、そのことが客観的に証明できるため検挙に至った実人数であると考えられる。その内訳は実父186人（38.3%）、養・継父100人（20.6%）、内縁の父77人（15.8%）、その他の父親等（祖父、伯父、叔父、父母の友人・知人等で保護者と認められる男性）15人（3.1%）、実母102人（21.0%）、養・継母4人（0.8%）、内縁の母2人（0.4%）であった。人数が多い順に見ると、実父、実母、養・継父、内縁の父となる。

図4中、「その他」にあるのは、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

厚労省（2012年度）と警察庁（2012年）の統計を比較すると、実母の割合（57.3%）が多い前者と、実父の割合（38.3%）が高い警察庁の

違いが鮮明になる。この違いについては様々な説明が可能である。例えば先ほど述べたように、児童と接する時間が長いのが母親等であり、警察が事件として介入するまでの害を加えることはないが、日頃のストレスにより虐待をしてしまうか、虐待をしてしまいそうという相談をする可能性がある。他方、父親等が児童に身体的虐待を加えると、傷害や暴行として警察が介入するところまで発展する。その割合が、母親等の場合よりも高くなる、という説明ができる。

ところが、次頁の表2を見ると別の視点を得ることができる。致死を除く傷害や、暴行は父親等の割合が母親等よりも高いのだが、殺人や傷害致死については実母の割合が父親等を上回っている。

母親等は、普段の自らの子育て行為について悩み、そのレベルで留まって実際に児童に危害を加えないか、加えても犯罪として検挙の対象にならないレベルで落ち着く場合がほとんどであると考えられる。だからこそ、父親等と比較した場合、厚労省の統計で割合が高くなり、警察庁の統計で割合が低くなる。ところが、母親等、特に実母については、殺人と、後述する親子心中や、出産直後の殺人や遺棄といった事件の数と割合が、父親等に比べて高い。

致死を除く傷害と暴行を比較すると、実父と

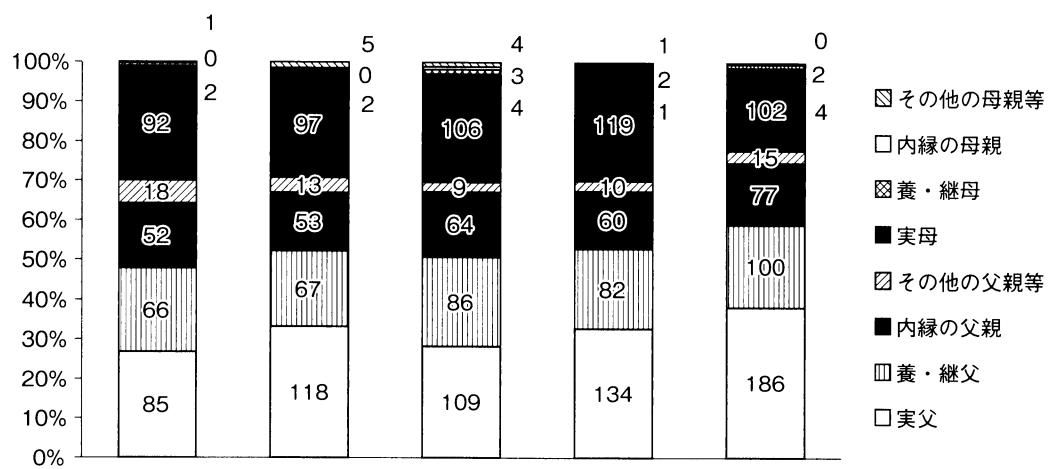


図4 加害者と被害者との関係別検挙人数（警察庁）

表2 加害者の罪種別検挙状況 2012年（警察庁）

(括弧内は実数)

	父親等				母親等				小計
	実父	養・継父	内縁	その他	実母	養・継母	内縁	その他	
殺人	0.8% (4)	0.2% (1)							6.4% (31)
傷害（致死を除く）				1.4% (7)		0.8% (4)	0.4% (2)		46.3% (225)
傷害致死	0.2% (1)		0.4% (2)	0.2% (1)	1.2% (6)				2.1% (10)
暴力行為	1.2% (6)				0.4% (2)				1.6% (8)
暴行		3.1% (15)	1.6% (8)	0.4% (2)	1.4% (7)				15.6% (76)
逮捕監禁	0.2% (1)			0.2% (1)	0.2% (1)				0.6% (3)
強要	0.2% (1)		0.2% (1)						0.4% (2)
強姦	2.1% (10)	2.9% (14)	1.4% (7)	0.4% (2)					6.8% (33)
強制わいせつ	2.1% (10)	3.3% (16)	1.0% (5)	0.4% (2)					6.8% (33)
児童福祉法違反	1.9% (9)	2.9% (14)	1.2% (6)						6.0% (29)
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	0.8% (4)	0.6% (3)			1.4% (7)				2.9% (14)
青少年保護育成条例違反	0.2% (1)	0.4% (2)	0.2% (1)						0.8% (4)
保護責任者遺棄	0.8% (4)	0.2% (1)			1.9% (9)				2.9% (14)
重過失致死傷					0.2% (1)				0.2% (1)
学校教育法違反	0.2% (1)				0.2% (1)				0.4% (2)
未成年者略取			0.2% (1)						0.2% (1)
合計	38.3% (186)	20.6% (100)	15.8% (77)	3.1% (15)	21.0% (102)	0.8% (4)	0.4% (2)		100.0% (486)

注：数字が「0」の所については、煩雑さを避けるため空白にした。全体の5%を上回る場合に網掛けをしている。

養・継父は暴行の件数の約2倍が致死を除く傷害であるが、内縁の父親では5倍以上、実母では6倍になっている。身体的虐待の結果、児童の身体に傷が残れば傷害、残らなければ暴行という考え方があることを念頭に置くと、児童に対する身体的虐待の程度について、実父や養・継父よりも、内縁の父親や実母の方が、児童の身体に傷が残る激しい暴力に発展することが読み取れる。

次に性的虐待について、父親等の強姦と強制わいせつでの検挙が確認でき、いずれも実父と

養・継父が主たる加害者である。児童福祉法違反とは、児童福祉法第34条違反であり¹²⁾、1933（昭和8）年の旧児童虐待防止法を土台とした第34条の中にも、「児童に淫行をさせる行為」という文言がある。青少年保護育成条例違反も、性的虐待に関連する事件であろう。

また、児童買春・児童ポルノ禁止法違反には実父4人や養・継父1人と並んで、実母9人が目を引く。後者としては、例えば裸の児童の写真を撮影して販売するという事件が該当する。

4. 被虐待者（被害児童）の数

(1) 厚労省の統計（図5）

厚労省の統計によると、2012（平成24）年度中の児童虐待相談対応件数における、「被虐待者の年齢別」の件数は、以下の通りである。総数66,701件 中、「0～3歳未満」12,503件（18.7%）、「3～学齢前児童」16,505件（24.7%）、「小学生」23,488件（35.2%）、「中学生」9,404件（14.1%）、「高校生・その他」4,801件（7.2%）である。「0～3歳未満」は3年間であるが、「3～学齢前児童」は6歳に到達した後も就学までの間が含まれるため、3年間より長くなる。また、例外があるにしても、「小学生」は6年間、「中学生」は3年間と考

えるのが妥当である。「高校生・その他」は高校在学中、中卒、高校中退で18歳になる前までとしていると考えられ、3年間より短くなる。このように、厚労省が発表する数字は、ちょうど3年間ないし6年間ではない。

ここで確認しておきたいことは、乳幼児と比べて、中学生や高校生等の割合が低いことである。

(2) 警察庁の統計（図6）

警察庁の統計では状況がかなり違う。ここでは児童虐待の被害にあった児童について、学校ではなく年齢を基準としているため、やはり厚労省の統計とは単純な比較はできない。被虐待

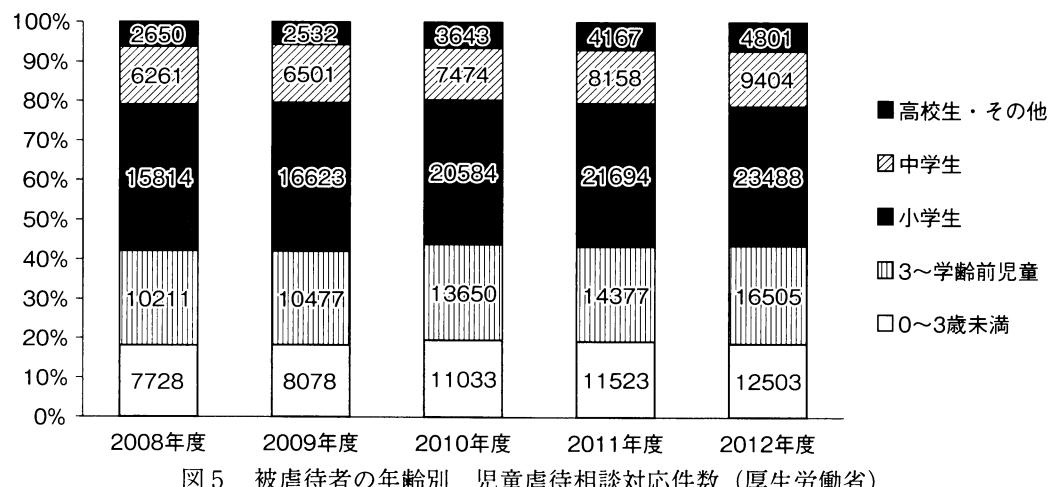


図5 被虐待者の年齢別 児童虐待相談対応件数（厚生労働省）

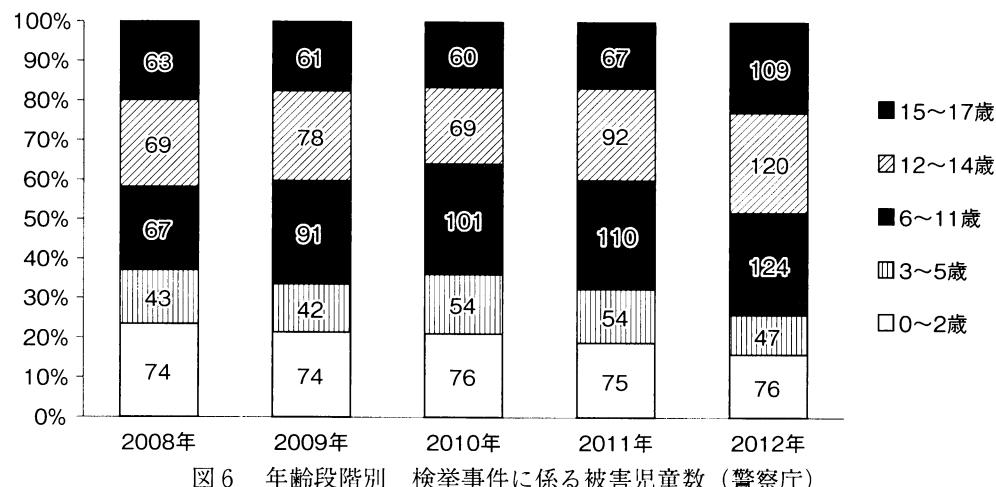


図6 年齢段階別 検挙事件に係る被害児童数（警察庁）

児童の人数は476人であり、12歳から17歳という、ちょうど小学6年生から高校3年生に該当するような年齢を合算すると、過去5年間ではおおむね40%前後を占めている。年によって若干の違いはあるが、0歳から5歳までの乳幼児と、ほぼ同じ割合である。

厚労省は年度の数字であり、警察庁は年中の数字であるため、単純な比較はできない。また、被害を受けた児童の大多数が身体的虐待である警察庁の統計と、そうではない厚労省の統計とは、被害を受けた児童の分布が異なることも想像に難くない。

しかし、ここで着目したいのは、保護者からの虐待によって被害を受けているのは、そして、警察が虐待者を検挙しなければならないほどの虐待を受けているのは、乳幼児あるいは小学生と並んで、あるいはそれ以上に中学生や高校生年代であるという事実である。

5. 無理心中と出産直後の殺人の数

(1) 無理心中

次に検討する無理心中は、児童相談所が児童虐待として扱うかどうかが分かれる事件である。児童が無理心中によって死亡すれば、児童相談所はその事件について児童虐待件数として数えることは出来ない。援助するべき児童が死亡しているからである。児童が無理心中を生き延びることができれば、児童相談所が児童虐待相談、例えば身体的虐待等として警察等からの通報により、対応することになる。

もっとも、無理心中が発生する前から児童相談所がこれらの児童や保護者に関わりを持っていることもある。その場合は、対象となる児童が死亡したことにより、児童相談所による援助は終了することになる¹³⁾。死亡した児童以外に生き延びたきょうだいがいれば、それらの児童と、生き延びた保護者に対する援助は継続することになる。

警察庁の統計では、無理心中によって児童や加害者が死亡したか、生存したかは分からな

い。その事件と、被害児童、検挙された保護者の数が報告されているのみである。無理心中は2012（平成24）年中に36件発生し、38人が検挙され、50人の児童が被害に遭っている。過去5年間の検挙件数を見ると、2009（平成21）年の39件から、2011（平成23）年の28件の幅に収まっている。無理心中事件は、全てが殺人である。2012（平成24）年中の無理心中の加害者の内訳は、実父5人、実父や養・継父、内縁の父以外の父親等1人、実母30人、実母や養・継母、内縁の母以外の母親等2人である。検挙者の大部分を実母、2割前後を実父が占めている状況は、過去5年間続いている。

(2) 出産直後の殺人

出産直後の殺人についても、児童相談所では援助の対象となる児童が死亡しているため、児童虐待相談対応件数には含まれない。警察庁の統計では2012（平成24）年中、13件の事件が発生しており、身体的虐待が7件、怠慢又は拒否が6件であった。検挙人員としては身体的虐待7人、怠慢又は拒否8人、被害児童数は事件数と同じであった。いくつかの事件で両親が検挙され、何れの事件でも死亡した児童が1人であったことが想像される。罪種別検挙件数では、殺人8件、保護責任者遺棄が5件だった。身体的虐待が殺人として、怠慢又は拒否のうち5件が保護責任者遺棄、1件が殺人として扱われたのであろう。加害者の内訳は、実父1人（保護責任者遺棄）、内縁の父親1人（殺人）、実母13人（殺人8人、保護責任者遺棄5人）であった。

6. まとめ

厚労省が発表する統計の中にもう1つ、重要な情報がある。「児童相談所における養護相談の対応件数」である。ここにおける「虐待」に関する相談件数67,574件のうち、児童福祉施設入所が4,057件、里親委託が429件、面接指導が58,373件、その他が4,715件であった。この虐

待の総数が66,701件ではない理由は不明であるが、虐待を受けた児童を、虐待者から分離して施設に入所させ、あるいは里親に委託したケースが、合わせて4,486件であった。この数はこの5年間、毎年ゆるやかに増加しているが、そのペースは児童虐待相談対応件数ほどではない。例えば、2008（平成20）年度は児童虐待相談対応件数が約43,000件であり、同年度中の施設入所3,880件、里親委託282件、合計4,162件であった¹⁴⁾。

これまで、本稿では数字として把握できる児童虐待を扱ってきた。これらの他にも、市町村の児童家庭相談室が対応した児童虐待に関する相談、保育所や幼稚園、学校や警察だけで対応した児童虐待に関する相談、そして、外部の人間が誰も気付いていない児童虐待や、その悩みもありえる。ただ、後二者に関する統計は存在しない。

むしろ、児童虐待が何件発生しているのかという問いに、正確に答えることは不可能である。虐待を受けている児童がいたとしても、周囲の人間が虐待に気づかないこともある。虐待を受けて死亡しても、その遺体が発見されず、その児童がどこかで生きていることになっていたり、事件として扱われることもある。出生後、1歳半検診や3歳児検診、就学前検診等に来ず、就学予定の小学校に登校しないため、あるいは保護者と共に夜逃げをしたため、「居所不明児童」として扱われ、その生死を誰も確認しない、または確認できない状況も発生する¹⁵⁾。さらに、出生届を役所に提出しないまま、保護者に虐待を受けて死亡した場合等は、当の保護者とその周囲の人間だけが虐待死の事実を知っていることになり、永遠に公にならない可能性がある。誰も把握できない、あるいは把握していない児童虐待が存在することは明らかである¹⁶⁾。このような、いわゆる児童虐待の「暗数」は、誰にも分からぬ。

そこで、一般には数字として把握できる児童虐待だけを議論することになる。その際、それ

がどのような虐待のレベルの話なのか、予め定義しておかなければならない。そうしておかないと、児童虐待の、何の数字の議論なのかが明確にならず、読み手や聞き手が混乱してしまう。生命の危険があるほどの身体的虐待や性的虐待、それ程までではないが日常的な身体的虐待や心理的虐待、あるいは一発の平手打ち、そして「子どもをたたいてしまう衝動に駆られる」という虐待寸前の訴え等、様々なレベルがありえるのであり、読み手や聞き手はそれぞれ、自分のイメージに依拠して理解するからである。

既述の通り、厚労省によると、直近の2012（平成24）年度において、全国の児童相談所が対応した児童虐待相談は66,701件であった。主な虐待者と被虐待者の人数も、この数と同じである。先行研究が示している通り、厚労省が発表する児童虐待相談対応件数は、あくまで「児童虐待の相談」に対応した件数であり、実際に発生していない児童虐待を数えたり、あるいは保護者が「子どもを叩いてしまいそうになる」という相談をも、数えることがある。また、警察庁によると、2012（平成24）年中に警察が検挙した児童虐待は472件であった。加害者486人、被害児童476人であった。

これらの情報から、警察が虐待者（保護者）を検挙する児童虐待は480件程度、保護者（虐待者）からの虐待によって被害を受けた児童（被虐待者）を家庭から分離して施設に入所させ、あるいは里親に依託する児童虐待は4,500件程度、全国の児童相談所が何らかの形で対応した、あらゆる児童虐待に関する相談は66,700件程度である、ということが指摘できる。

次に、加害者（虐待者）と、被害児童（被虐待者）に関する数字である。児童虐待の加害者を検挙する警察庁の統計から言えば、実父、養・継父、内縁の父親等、そして実母が児童に虐待を加えることが多い。その中でも、児童に虐待を加えた結果、死に至らしめたり、殺意をもって虐待をしたのは実母である割合が高いことは

指摘できる。児童にケガを負わせる程度の虐待を加えるのは母親等よりも父親等が割合として高いが、一旦、激しい暴力を加えるとケガを負わせる程度にまで発展する割合が高いのは、実母であり、その延長に死亡させるところまでの発展があるのだろう。

虐待の被害を受けるのは、乳幼児だけでなく中高生までを含めた、児童福祉法上の18歳未満を指す「児童」全般であることも、警察庁の統計から明らかである。児童相談所が受け付ける乳幼児から小学生の虐待相談は、中高生の虐待相談よりも軽度のものが大半を占めており、警察が検挙するに至らないものが大多数であると考えられる。見方を変えると、中高生に関する虐待の相談は、乳幼児や小学生よりも被害が深刻なものである場合が多く、警察が保護者を検挙することに繋がると考えられる。中学生が受けた虐待としては、例えば、2004（平成16）年1月下旬に発覚した大阪府岸和田市における事件がある。保護された被害児童は、実父と継母による暴行と絶食により、身長155センチで体重が24キロになっていた。身体的虐待やネグレクトに該当する事件である¹⁷⁾。

その一方で、児童が関わった非行事件の背景に、保護者からの虐待があることも珍しくない。何らかの非行事実に基づいて警察が児童を補導し、14歳未満であれば児童相談所に通告する。その児童が少しづつ、自らの被虐待経験を吐露することがある。このような児童は例えば、乳幼児期や小学生の頃から虐待を受け、中学生あるいはその前後のある時期に、自らの腕力が加害者である保護者よりも勝っていることに気づく。そうすると、家庭内の親子の力関係は逆転し、非行あるいは家庭内暴力へと発展する¹⁸⁾。児童相談所における当初の相談理由が非行もしくは家庭内暴力であるため、統計的にもそのように報告する。虐待を背景とする非行や家庭内暴力であるが、その数字は統計に表れない。

さて、本稿では年齢段階別と虐待種類別の人

数を示すことができなかった。この数字は厚労省や警察庁ではなく、児童相談所を設置する都道府県や市が児童相談所の業務概要として公表している。この数字を丁寧に収集し、年齢毎の虐待の特徴を解明することを、次なる課題としたい。

注

- 1) この数字は氷山の一角だとして、様々な推計が提示されている。例えば、2001（平成13）年5月11日の朝日新聞は、「家庭内での児童虐待の実態を調査してきた厚生労働省の研究班は10日、全国で年間に約3万件の発生があるとの推計値をまとめ」たと報じている。1999（平成11）年度の児童虐待相談対応件数は6,932件であり、2000（平成12）年度は11,631件、2001（平成13）年度は17,725件と、その数が急増していたさなかの報道である。実際に3万件を超えたのは、2005（平成17）年度だった。
- 2) 例えば、以下の文献。上野加代子『児童虐待の社会学』世界思想社、1996年。上野加代子、野村知二『児童虐待』の構築—捕獲される家族』世界思想社、2003年。内田良『児童虐待』へのまなざし 社会現象はどう語られるのか』世界思想社、2009年。圓入智仁『子どもの虐待と学校 新しい教育福祉論』櫻書房、2013年。
- 3) 実際に虐待が発生していないなくても、虐待通報があれば、該当する家庭を調査することになる。調査の結果、虐待のおそれはないという判断になっても、それは立派な「児童虐待」に関する「相談」であり、それに「対応」した「件数」、即ち児童虐待相談対応件数として数えられることになる。野村知二「第3章 『増加・深刻化』の説得法』『児童虐待』の構築』（前出）、55-76頁。圓入智仁「第1章 『児童虐待の数』は何の数字か』『子どもの虐待と学校 新しい教育福祉論』（前出）、9-31頁。
- 4) 中原康博「虐待を受ける子どもの増加」『よく分かる子ども家庭福祉 第8版』山縣文治編、ミネルヴァ書房、2012年、20-21頁。

- 5) 厚生労働省は3歳未満児と、3歳から就学前の児童に分けて統計を発表しているが、ここでは両者を乳幼児としてまとめている。
- 6) 「虐待者には実母が多い。」(吉田真理『児童の福祉を支える児童家庭福祉』萌文書林、2012年、148頁)、「虐待者の6割以上が実母」(小林育子『保育相談支援』萌文書林、2010年、16頁)。
- 7) 他にも、警察庁生活安全局少年課『平成23年中における少年の補導及び保護の概況』の、毎年版がある。
- 8) 岩佐嘉彦「児童虐待と刑事司法について」『リスト』No.1426、2011年7月15日、106-111頁。
- 9) <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>> 2013年11月25日アクセス。
- 10) 「児童虐待の摘発 過去最多 加害者64%実の親 昨年」日本経済新聞2013年3月7日夕刊。
- 11) 「児童虐待最多472件 昨年検挙 ポルノも最多 1596件」毎日新聞2013年3月7日夕刊。
- 12) 児童福祉法第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 四 満十五歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
- 四の二 児童に午後十時から午前三時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為
- 四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第四項の接待飲食等営業、同条第六項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為
- 五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
- 六 児童に淫行をさせる行為
- 七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為
- 八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為
- 九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為
- 13) 厚労省は虐待による死亡事例について、専門委員会における検討を行っている。それによると、2011(平成23)年度の1年間に発生したり表面化したりした児童虐待による死亡事例は85件であり、99人の児童が死亡したとしている。このうち、心中による虐待死は29件(41人)、心中以外による虐待死は56件(58人)であった(「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)の概要及び児童虐待相談対応件数等」<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000037b58.html>> 2014年1月6日アクセス)。
- 14) その間の年度については、以下の通り。2011(平成23)年度は施設入所4,054件、里親委託439件、2010(平成22)年度は施設入所4,038件、里親委託389件、2009(平成21)年度は施設入所3,708件、里親委託312件だった。
- 15) 圓入智仁「1年以上居所不明の小・中学生の数について」『中村学園大学発達支援センター研究紀要』第2号、2011年、1-11頁。「要保護児童：居所不明児、把握ずさん 自治体協議会、半数超が集約せず」毎日新聞2013年12月13日朝刊。
- 16) 上野加代子「日本の児童虐待一言説に見る問題の帰属」『児童虐待の社会学』前掲、103-130頁。野村知二「『増加・深刻化』の説得法」(前出)。
- 17) 「中3長男虐待 食事与えず 殺人未遂容疑 父

厚生労働省と警察庁による児童虐待の数に関する比較研究

と内縁の女逮捕 大阪・岸和田」日本経済新聞

2004年1月26日朝刊。

18) 橋本和明『虐待と非行臨床』創元社、2004年。